

湖西市が実施するバス運行事業者選定要項

1 趣旨

この要項は、公募型の総合評価落札方式（以下「本入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

湖西市バス運行業務

(2) 業務場所

湖西市内

(3) 業務内容

別紙「湖西市バス等運行業務仕様書」のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

※本業務期間内における運行事業者の業務について、別段の問題がない場合、優先的に平成28年度、平成29年度の運行業務契約を交渉するものとする。

(5) 運行に係る経費負担

湖西市の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で次のとおりとする。

負担額 = (運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額) - 当該路線に係る収入額

ただし、燃料費の高騰など事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増大した場合は別途協議する。

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。

(1) 事業者資格として、道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客運送事業の許可を得ている者又は、運行開始までに確実に許可を得ることでき、必要な手続きを行える能力を有する者であること。

(2) 営業所の所在地として、中運局公示第53号に規定する営業所及び自動車車庫を湖西市、浜松市、豊橋市のいずれかに有する。または本業務の実施にあたり有する見込みの者であること。事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者。

(3) 「湖西市バス等運行業務仕様書」に基づく業務を行うことができること。

(4) 本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取引要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規程に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 平成26年度において国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

4 提案書提出までの手続等

(1) 担当部署

企画部市民協働課公共交通係 担当 山本、村松
所在地 〒431-0492 湖西市吉美3268
電話 053-576-4560 (直通) F A X 053-576-1115
Eメール koutuu@ms.city.kosai.shizuoka.jp
(執務時間：土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 公募の周知

本市ウェブサイトに掲載し、運行事業者を公募する。

(3) 参加表明書の提出

①提出書類

参加意思及び参加資格の確認のため、参加表明書（別紙様式1-1、1-2、1-3）を提出すること。

②公募受付開始

平成27年6月19日（金）から

③提出期限

平成27年6月25日（木）午後5時まで（必着）
(執務時間：土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

④公募の単位

公募は次に掲げる路線で受け付ける。（別紙8-3の「湖西市バス等運行业務仕様書」を参照のこと。）

| | |
|-------|-------|
| 路 線 名 | 鷲津循環線 |
|-------|-------|

⑤提出場所

上記（1）に同じ

⑥提出方法

窓口への持参または郵送とする。（必着）

(4) 質問及び回答

①質問の受付期間

平成27年6月25日（木）午後5時まで
(執務時間：土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

②提出場所

上記（1）に同じ。

③提出方法

F A X、Eメールにより提出する。（様式自由）

④回答方法

回答は、参加意思を表明した事業者全員に対し、平成27年6月29日（月）までにEメールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本要項や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(5) 提案書

①提出書類

1) 提案書

ア 提案書の作成様式

様式は自由とするが、A4版規格により記載すること。

文書を補完するための、イラスト、イメージ図、図面等を使用してもよい。

なお、複数の路線を応募する場合、提案書は1つにまとめて作成すること。

イ 提案項目

提案項目は以下に掲げるとおりとし、各提案項目についてA4版1頁以内で提案し、分かりやすく簡潔にまとめること。

| 提案項目 | | 提案する際の視点 |
|----------------|------------|---|
| 基礎的 条件 面 | 事業所の特色・PR | 安全性に対する取組み、経費節減、経営合理化の配慮 この事業への受託意欲等 |
| | 受注実績 | バス運行事業の実績等 |
| | 車両保有台数 | 運転士や車両の確保等 |
| | 不測の事態の対処方法 | 対応マニュアルの整備等 |
| | 行政処分の有無 | 道路運送法による行政処分の有無 |
| | 重大事故の発生状況 | 過去に重大自動車事故をおこしていないか |
| | 受託後の組織体制 | 事業受託後の管理責任体制等 |
| サー 面 ビ | 安全性の確保、向上 | 安全性を確保、向上させるための取組み内容 |
| | 利用者の利便性向上 | 利便性を向上させるための取組み内容 |
| 見積もり金額 | | 「湖西市バス等運行業務仕様書」参照 |

2) 添付書類

ア. 会社案内等の法人の概要が分かるもの

イ. 商業登記事項証明書または代表者身分証明書

ウ. 道路運送法第4条第1項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し

エ. 財務諸表（過去3年のもの。法人にあっては貸借対照表及び損益計算表）

オ. 国税及び地方税の未納がないことの証明書

カ. 運転者の交通事故・違反状況（過去3年）

② 提出期限

平成27年7月3日（金）午後5時まで

（執務時間：土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

③ 提出場所

上記（1）に同じ。

④ 提出部数

正本1部 副本10部

⑤ 提出方法

上記（3）⑦に同じ。

(6) 提案書の説明

事業者選定は事業者ごとに実施し、プレゼンテーションは20分程度で、その後ヒアリングを行うものとする。時間・場所等の詳細は後日文書にて通知する。

5 選定方法

(1) 選定委員

審査は、湖西市コミュニティバス運行業務に係る運行事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で行う。

(2) 選定方法

提出された提案書のプレゼンテーション、ヒアリングにより審査し、評価が最も高い者を選定する。

(3) 審査項目

総合的に評価するために、次に掲げる項目により採点し審査する。

価格要素得点 40点

非価格要素得点 60点

| 要素 | 審査項目 |
|-------|----------------------|
| 価格要素 | 見積もり金額 |
| 非価格要素 | 安全性に対する取組み、事業所の特色・PR |
| | 受注実績 |
| | 車両保有台数 |
| | 不測の事態の対応方法 |
| | 国土交通省による処分状況 |
| | 重大事故の発生状況 |
| | 事業受託後の組織体制 |
| | 運行の安全性確保、向上 |
| | 利用者の利便性の向上 |

(4) 結果の報告

- ① 審査の結果は、提案書提出者全員に文書で通知する。
- ② 審査の結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査の結果に関する質問には回答をしない。
- ④ 本市ホームページにて運行事業者を公表する。

6 公募から運行事業者選定までのスケジュール

- (1) 公募受付開始 平成27年6月19日(金) から
- (2) 参加表明書提出期限 平成27年6月25日(木) 午後5時まで
- (3) 質問書提出期限 平成27年6月25日(木) 午後5時まで
- (4) 質問への回答 平成27年6月29日(月) まで
- (5) 提案書提出期限 平成27年7月 3日(金) 午後5時まで
- (6) 運行事業者選定(提案書の説明、聞き取り) 平成27年7月 9日(木) 午前10時から

7 その他の留意事項

- (1) 参加者が以下の事項に該当する場合は、失格とする。
 - ①バス運行事業者選定要項に定める手続きを遵守しない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④その他、交通会議の定めに違反する行為があった場合
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、運行事業者の選定以外で提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 質問書を提出したが、参加資格を有していない場合については、その質問には回答しない。

附 則

この要項は、平成27年6月19日から施行し、選定された事業者と契約を行った日の翌日に効力を失う。